

農村地域工業等導入促進法の改正について

平成29年7月

農林水産省

農村振興局

1. 改正の概要

制度改正のポイント

- ・ 法律の題名を改正（改正後は「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」（農村産業法））
- ・ 対象業種について、従前は工業等5業種に限定していたが、今般、法律上の限定を廃止
- ・ 都道府県実施計画制度について、近年の策定実績が乏しいこと等を踏まえ、廃止
- ・ 対象業種の限定の廃止を踏まえ、対象地域の要件を見直し（製造業等に係る就業者数の割合の要件を削除）
- ・ 主務大臣の見直し（昭和63年に主務大臣に追加された国交大臣が主務大臣から削除。農水・経産・厚労大臣が主務大臣）

※加えて、対象業種の限定の廃止等を踏まえ、農振法施行令を改正し、農用地区域からの除外のルールを厳格化。

★ 農村地域への産業の立地・導入を促進する必要性は当時と今日で変わりはなく、改正された「農村産業法」においても、産業を導入する基本的スキームは改正前と変わらない。

計画制度

主務大臣が基本方針を策定
(関係行政機関へ協議)



都道府県知事が基本計画を策定
(主務大臣に協議・同意)



市町村が実施計画を策定
(都道府県知事に協議・同意)

計画達成のための支援措置

- 土地利用上の措置
 - ・ 農地転用に係る配慮
(農地法の転用許可の特例、農振法の農用地区域からの除外の特例)
 - 予算上の措置
 - ・ 農山漁村振興交付金(地域資源活用施設や就業支援施設等の整備を支援)
 - ・ 地方創生推進交付金
(実施計画と連携した事業について優先的取扱を検討中)
 - 税制上の措置
 - ・ 個人が産業導入地区に供するものとして農用地等を譲渡した場合の所得税の軽減(800万円を上限とする特別控除)
 - 金融上の措置(日本政策金融公庫による低利融資)
 - 職業紹介の充実、職業訓練の実施
- 等

2. 国会における議論

(1) 主な指摘

- 造成済みの遊休地については、どのように活用を図っていくのか。未造成の遊休農地が多くあり、対象業種を拡大して、これ以上の団地造成を進める必要はないのではないか。
- 改正法や地域未来投資促進法は、農用地区域内の農地や第1種農地といった優良農地の転用を促進するのではないか。優良農地をどのように守っていくのか。
- 対象業種について、農業関連産業に限定すべきでないか。
- 農産物直売所や農家レストランは地域の農業をバックアップするものであり、対象とすべき。
- 国として、法律の運用をどのようにフォローアップしていくのか。

(2) このような議論を踏まえ、(参) 農水委において附帯決議が全会一致で可決

- 国の基本方針において、①産業導入地区内に造成済みの遊休地がある場合はその活用を優先させる旨、②農用地区域外での開発を優先させる旨、③農業上の効率的な利用に支障が生じないようにする旨、④農地中間管理機構関連事業を実施した農地は、少なくとも農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区に含めない旨を明記すること。
- 6次産業化など地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業の導入を推進すること。
- 政府は、施設用地と農用地等の利用調整が適切に行われるよう、必要な指導・助言を行うこと。
- 法施行後、優良な農地が十分に確保できなくなるおそれがあると認めるときは、所要の措置を講ずること。
- 農地法に基づく農地転用許可の特例や、農振法上の農用地区域からの除外の特例については、厳格な運用に努めること 等

3. 施行までのスケジュール

	6月	7月	8月
農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律 （農村産業法）	6/2 公布	7/24 施行	
整備政令	パブリックコメント （6/2～7/1）	7/14 公布	7/24 施行
基本方針			パブリックコメント （8/3～8/9）
広報活動	経産省ブロック説明会 （6月中旬～7月上旬）		8/25 官報掲載

4. 農村産業法の主な内容

(1) 国の基本方針

産業の導入の目標

①産業導入地区の区域

- ・ 導入産業の立地ニーズや事業の実現の見通しを踏まえたものとする
- ・ 農用区域外での開発を優先すること
- ・ 既存の産業導入地区内に造成済みの遊休地がある場合には、その活用を優先させること
- ・ 農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすること
- ・ 導入産業の面積規模が最小限度であること
- ・ 農地中間管理機構関連事業を実施した地域を含めないこと

②導入産業の業種及び規模

- ・ 農業者の安定的な就業機会が確保されること
 - ・ 産業の導入に伴う土地利用調整により、地域の農地保有の合理化が図られること
- 等、農業と導入産業との均衡ある発展が図られること

農業従事者の就業の目標

- ・ 農業経営基盤強化法に基づく市町村基本構想や、「人・農地プラン」など、地域農業の担い手の育成・確保の取組と整合性が確保されていること

農業構造の改善に関する目標

- ・ 農業経営基盤強化法に基づく市町村基本構想や、「人・農地プラン」など、地域農業の担い手の育成・確保の取組と整合性が確保されていること

3つの目標を達成するために必要な事業の実施に関する事項

- ・ 施設等の整備、職業紹介の充実等、農業構造改善を促進するための農業生産基盤の整備等

その他産業の導入に関する重要事項

- ・ 遊休地解消に向けた取組
- ・ 企業の撤退時のルールを明確化すること
- ・ 市町村が実施計画を定めた目標の達成状況について、市町村自らが確認するとともに、都道府県を通じて国と共有すること

(2) 都道府県の基本計画と市町村の実施計画

都道府県の基本計画 (第4条)

主務大臣による同意

※基本計画が国の基本方針に適合しているかを、主務大臣が十分に確認

義務的記載事項

- ◆導入すべき産業の業種その他農村地域への産業の導入の目標
- ◆導入される産業への農業従事者の就業の目標
- ◆産業導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標
- ◆産業導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針

任意的記載事項

- ◆導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項
- ◆労働力の需給の調整及び導入産業への就業の円滑化に関する事項
- ◆農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項
- ◆その他必要な事項

都道府県知事による同意

※実施計画が都道府県の基本計画に適合しているかを、都道府県知事が十分に確認

市町村の実施計画 (第5条)

※事前に、土地利用調整や、農業従事者等の意向、
導入産業の計画の実現性・事業の継続性を確認

満たすべき要件

- ◆安定した就業機会の確保に資すること
- ◆農業構造の改善が図られると認められること
- ◆農地保有の合理化が図られると見込まれること

義務的記載事項

- ◆産業を導入すべき区域
- ◆導入すべき産業の業種及び規模
- ◆導入される産業への農業従事者の就業の目標
- ◆産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標
- ◆産業導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

任意的記載事項

- ◆(都道府県の基本計画の任意的記載事項に同じ)

協
議

指導・助言
所要の措置

国

(3) 土地利用調整について

①優良農地の確保のための土地利用調整のポイント

- 改正法においては、優良農地を確保する観点から、これまで以上にしっかりとした土地利用調整の仕組みを措置しており、そのポイントは以下のとおり。
 - ・ 国が定める基本方針において、土地利用調整の考え方を明記（別紙）。同意協議等を通じて、市町村や事業者のレベルまで国の考え方を貫徹。
 - ・ 市町村は、国の考え方に照らして真にやむを得ない場合に、市町村の計画等に位置付けた上で、農用地を施設用地として活用。
 - ・ 施設用地については、従来のように地方公共団体が大規模な工業団地を造成するのではなく、具体的な立地ニーズや事業の確実性を踏まえて調整。

②面的整備を行った農地に関して地域整備法に係る農振除外ルールを厳格化

- 改正法において支援対象業種の限定が無くなること等を踏まえ、農振法施行令を改正し、農用地区域からの除外のルールを厳格化。区画整理、農用地の造成等の面的整備を行って8年未経過の農用地については、開発することはできなくなる。（他の地域整備法についても同じ取扱い。）

(別紙) 土地利用調整の考え方

- 造成された工業団地を含め遊休地について把握を行い、こうした土地が存在する場合には、産業導入地区の区域を定める際に、その活用を優先することとする。
- 産業導入地区への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じることのないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。
- やむを得ず産業導入地区に農地を含める場合においては、以下の考え方に基づき土地利用調整を行う。
 - ア 農用地区域外での開発を優先すること。
市町村の区域内に、都市計画法に基づく市街化区域又は用途地域が存在する場合には、これらに含まれる土地を優先的に産業導入地区の区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先すること。
 - イ 周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすること。
農地において導入される産業の用に供する施設を整備することにより、
 - ・ 集团的農地の中央部に他の用途の土地が介在する
 - ・ 小規模の開発行為がまとまりなく行われるなど、土地の農業上の効率的な利用に支障が生じる事態が起きないようにすること。
 - ウ 面積規模が最小限であること。
産業導入地区の区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入される産業の用に供するために必要最小限の面積であること。
 - エ 農地中間管理機構関連事業を実施した農地を含めないこと。
土地改良法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（農地中間管理機構関連事業）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区の区域に含めないこと。また、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記アからウまでの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ産業導入地区の区域に含めないこと。

※ 地域未来投資促進法についても、同様の考え方。

(4) 対象地域の見直し

【対象地域に係る政令改正の概要】

- 今般、法律の対象業種について、工業等5業種の限定の廃止を踏まえ、対象地域の要件を見直し、「人口10万人以上で工業等就業者割合が全国平均より高い市は除外」との要件を削除する政令改正を行う予定。

【政令改正後の対象地域】

- これにより、
現行市町村単位でみると、
- ① これまで、全く当該区域内に、本制度の対象地域のなかった4市※¹の全域が対象になるとともに、
 - ② これまで一部区域のみが対象であった16市※²について今後はその全区域が対象となる。
- ※また、従前から対象の市町村については、引き続き対象となる。

※1： 小松市(石川県)、三島市(静岡県)、鈴鹿市(三重県)、大牟田市(福岡県)

※2： 石巻市(宮城県)、会津若松市(福島県)、上越市(新潟県)、高岡市(富山県)、上田市(長野県)、飯田市(長野県)、大垣市(岐阜県)、多治見市(岐阜県)、沼津市(静岡県)、富士宮市(静岡県)、焼津市(静岡県)、松阪市(三重県)、宇部市(山口県)、今治市(愛媛県)、新居浜市(愛媛県)、延岡市(宮崎県)

＜制度改正前の対象地域の要件＞

産業立地を促進する対象地域として、農業振興地域、振興山村、過疎地域を規定(第2条)。ただし、本制度により工業等を導入する必要性の少ない地域は除外するとの考え方から、政令において、

- ① 三大都市圏の市町村
- ② 人口20万人以上の市
- ③ 人口10万人以上で人口増加率が全国平均より高い市
- ④ 人口10万人以上で工業等就業者割合が全国平均より高い市
は除外。

(参考：平成の市町村合併により人口が増加して対象外となった旧市町村区域については、昨年3月の農工法施行令の改正により対象地域として加えられた。)

(5) 対象業種の考え方

- 対象業種については、現行の工業等5業種に限定することなく、農産物直売所など地域資源を活かした地域内発型産業や、福祉・介護サービスなど立地ニーズの高い業種の立地・導入が可能なように、今般、対象業種に係る限定を廃止。
- 導入する産業の考え方については、国が基本方針に定めた上(※)で、地域の実情を踏まえたものとなるよう、地方公共団体が必要性・適正性を判断する仕組み。

(※) ① 産業を導入することにより、農村地域における農業従事者の安定した就業機会の確保に資すること
② 産業導入に伴う土地利用調整により、当該農村地域における農地保有の合理化が図られると見込まれること
等、農業と導入産業との均衡ある発展が図られること。

導入産業の例

- ・ 農産物直売所等の小売業
- ・ 農泊、農家レストラン等の宿泊業・飲食サービス業
- ・ 木質バイオマス発電
- ・ 医療・福祉
- ・ 情報通信業 等



農産物直売所



農家レストラン



農泊



木質バイオマス発電

5. 支援措置

- 市町村が実施計画を策定した場合の支援措置について、対象業種の見直しを踏まえた拡充を行うとともに、関係府省の関連施策との連携を図るなど、支援措置の厚みを増すこととしている。

税制上の措置

- 個人が産業用地に供するものとして農用地等を譲渡した場合の所得税の軽減(800万円を上限とする特別控除)について、対象業種の見直しを踏まえた拡充
(平成29年度から)

関連施策の活用や連携

業種横断的な税制措置

- ① 国税としては、中小企業投資促進税制※1、中小企業経営強化税制※2

※1 中小企業者等が機械装置、ソフトウェア等を導入した場合に、特別償却又は税額控除を行う措置。

※2 中小企業者等が経営力向上計画に基づき、機械装置、器具備品、ソフトウェア等を導入した場合に、特別償却又は税額控除を行う措置。

- ② 地方税としては、中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減措置

(中小企業者等が取得する新規の機械装置について、一定の要件を満たした場合に、3年間、固定資産税を1/2に軽減する措置。)

といった業種横断的な措置について、事業者に対して周知を図り、その積極的な活用を促す。

金融上の措置

- 日本政策金融公庫による低利融資について、対象業種の見直しを踏まえた拡充(平成30年度から全業種が対象となるよう要望) **【参考1】**
(3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う事業者に対して、当該設備を取得するために必要な資金及び長期運転資金を融資。)

関連施策の活用や連携

予算上の措置

- ① 農泊の推進など、地域資源を活用した産業の振興施策
(農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)) **【参考2】**
- ② 地方創生推進交付金(※)など、地方創生に向けた地方公共団体の取組への支援施策 **【参考3】**

(※ 地方創生の深化のための新型交付金。地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業の実施を支援。)

関連施策の活用や連携

支援体制の充実等

- 支援措置の活用を促進するため、地方公共団体、事業者等に情報提供、相談等を行う窓口を設置
- 今国会において成立した地域未来投資促進法(経済産業省主管)の改正内容を踏まえ、地域経済を牽引する事業への支援施策等、関連施策の周知を強化

【参考1】 農村産業法に基づく金融上の措置（日本政策金融公庫の低利融資）

- 農村産業法に基づく産業導入地区内において、中小企業者が、3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う場合には、日本政策金融公庫が行う低利融資（企業活力強化貸付（地域活性化・雇用促進資金））の活用が可能。

貸付対象

株式会社日本政策金融公庫法第2条第3号で定める「中小企業者」（資本金・出資金等の要件で規定）のうち、産業導入地区内において3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者であって、現行では製造業、新聞業、出版業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業を営むものを対象としているが、平成30年度から全業種に拡大要望

資金使途

雇用創出効果が見込まれる設備を取得するために必要な設備資金及び長期運転資金（設備資金には開業費等資産計上される資金を含み、長期運転資金には当初1年間のリース資金及び人材確保に必要な資金を含む）

貸付限度額

直接貸付 7億2千万円

（うち長期運転資金については2億5千万円）

代理貸付 1億2千万円

貸付期間

設備資金：20年以内

（うち据置期間2年以内）

長期運転資金：7年以内

（うち据置期間2年以内）

貸付利率

2億7千万円を限度として特別利率③、2億7千万円を超え5億4千万円を限度として特別利率①、それ以外の場合は基準金利を適用

ただし、設備投資額が、設備投資前の事業用固定資産の30%以上を占める場合は、4億円を限度として特別利率③、4億円を超え6億7千万円を限度として特別利率①、それ以外の場合は基準金利を適用

貸付実績

上段：件数、下段：金額（百万円）

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
地域活性化・雇用促進資金	50	33	17	19	23	24	18	20	2	7
	4,239	3,629	1,912	1,897	3,502	3,326	2,341	2,379	225	1,010

【参考2】 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）

- 農山漁村振興交付金により、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組及び農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。

農山漁村活性化整備対策

【平成29年度概算決定額：2,833（5,335）百万円】

- 市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等、生活環境施設及び地域間交流拠点施設等の整備を支援

○実施主体：都道府県、市町村、農業協同組合、農林漁業者の組織する団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、地域再生推進法人、計画主体が指定した者 等

○実施期間：上限5年

○交付率：1／2 等



味噌加工施設



農泊に資する交流・滞在施設



農産物直売施設



就業のために必要な研修施設

農工法関連メニューの創設

【背景】

- 農業及び関連産業の所得を増大するとともに、地域社会としての農村を維持発展させていくためには、
 - ①農村に賦存する多様な地域資源を活用した地域内発型産業の創出、
 - ②農村地域での立地ニーズが高いと見込まれる産業の導入を促進することにより、農業者等の地域住民の就業の場を確保することが必要

- 農村産業法に基づく実施計画で定めた地域を対象とした「産業導入地区支援型」を創設

【対象施設】

農林水産物処理加工施設、地域連携販売力強化施設、農林漁業・農山漁村体験施設、地域資源循環活用施設、就業のために必要な研修施設、及びこれらに附帯する休養室や託児室等の施設 等

【要件】

- 施設を整備する区域が改正法に定める「産業導入地区」であること
- 農村地域の雇用が創出されること

【参考3】 農村産業法の仕組と連携した地方創生推進交付金

- 平成29年度における地方創生推進交付金の運用については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)」等で重点的分野とされる、「遊休資産を活用して所得向上や雇用創出を図る事業」等について、内閣府を中心に新たな運用の枠組みが検討されており、農村産業法の仕組との連携について調整中。
- 市町村が、実施計画と連携した地方創生に資する取組について地方創生推進交付金の交付申請を行う場合(※遊休資産の活用が必要)には、優先的な取扱いが行われる方向で調整中。

対象事業

地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の地方創生に向けた自主的・主体的で先導的な以下の分野の事業を支援

- ①しごと創生... ローカルイノベーション、ローカルブランディング(日本版DMO、地域商社)、ローカルサービス生産性向上
- ②地方への人の流れ... 移住促進、生涯活躍のまち、地方創生人材の確保、育成 等
- ③働き方改革... 若者雇用対策、ワークライフバランスの実現 等
- ④まちづくり ... コンパクトシティ、小さな拠点、まちの賑わいの創出、連携中枢都市 等

29年度概算決定額、支援事業タイプ

○ 1,000億円 交付補助率1/2

- ・先駆タイプ...官民協働、地域間連携、政策間連携等の先駆的要素が含まれる事業(5ヵ年以内、上限額事業費ベース4億円)
- ・横展開タイプ...先駆的・優良事例の横展開を図る事業(3ヵ年以内、上限額事業費ベース1億円)
- ・隘路打開タイプ...既存事業の隘路を発見し、打開する事(3ヵ年以内、上限額事業費ベース1億円)

優先的な取扱いを受けるための要件等

※地方創生推進交付金自体の交付要件として、「自立性」・「官民協働」・「地域間連携」・「政策間連携」等の要件

- ① 自立性...将来的(3～5年後)に本交付金に頼らずに、事業として自走していくことが可能となる事業であること
- ② 官民協働...地方公共団体と民間と協働して行う事業であること
- ③ 地域間連携...関係する地方公共団体と連携し広域的なメリットを発揮する事業であること
- ④ 政策間連携...複数の政策を相互に連携づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること。また、ワンストップ型の窓口等を整備する事業であること

● 農村産業法による仕組との連携により同交付金において申請案件が優先的な取扱いを受けるためには、上記に加えて、遊休資産(遊休地、遊休農地等)を活用した取組であることが必要

※平成29年度第2回公募から適用を念頭に現在調整中

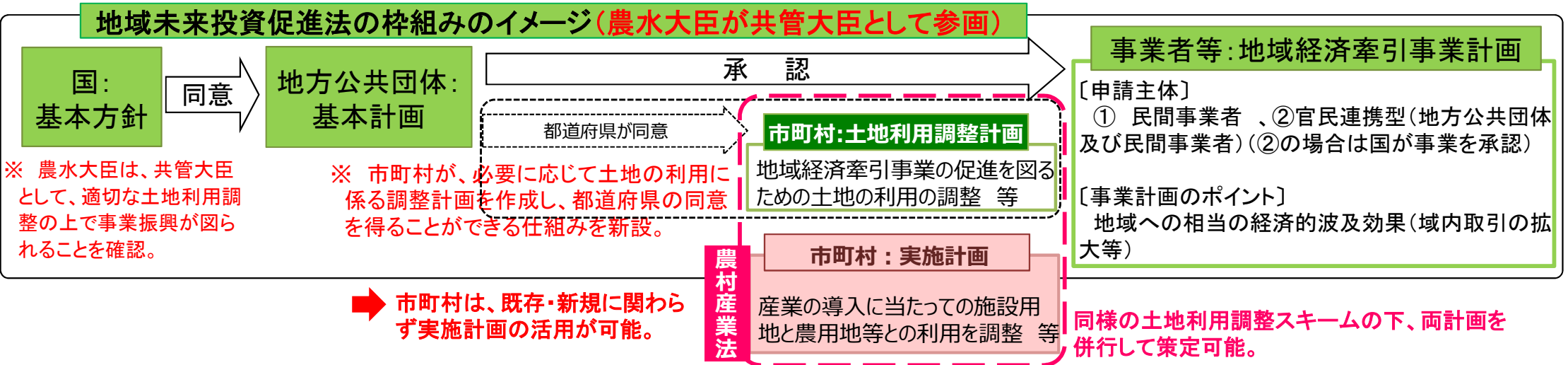
※本交付金については、平成29年度から、ハード事業割合、交付上限額等について、運用の弾力化が講じられている

想定事例

- A県B市:農商工関係者の連携による地元農産物を活用した商品化プロジェクトのステップアップ。
(地元産割合の拡大、品目の増加、地域ブランドの高付加価値化等のため産業導入地区を拡大(遊休資産を解消))

6. 農村産業法と地域未来投資促進法の連携

- 農村産業法と地域未来投資促進法は、いずれも、新たな事業の立地に伴う土地利用調整の機能を有する。
 - 両法を組み合わせることで活用することにより、地域における雇用の創出や経済の活性化に資する事業への支援に漏れが無いように実施することが可能となる。
- その際、いずれの制度を選択するかは、市町村が、地域における経済振興政策、支援対象となる具体の事業の立地地点等、その地域と事業の実情に応じて判断する。



※農村産業法の基本方針(土地利用調整)

① 導入産業の立地ニーズや事業の実現の見通しを踏まえたものとする。② 農用地区域外での開発を優先すること。③ 既存の産業導入地区内に造成済みの遊休地がある場合には、その活用を優先させること。④ 農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすること。⑤ 導入産業の面積規模が最小限度であること。⑥ 今般の土地改良法改正法に基づいて農地中間管理機構関連事業で費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区に含めないこと。

	農村産業法	地域未来投資促進法
支援措置	・個人が農工団地に供するものとして農用地等を譲渡した場合の所得税の軽減(800万円を上限とする特別控除) ・農山漁村振興交付金(農林水産物処理加工施設、地域連携販売力強化施設(直売所等)等) ・地方創生推進交付金との連携(遊休資産(造成済未利用地含む)の活用) ・日本政策金融公庫による低利融資	・設備投資減税 ・地方税(固定資産税等)の減免に伴う減収補填措置 ・地方創生推進交付金の活用 ・リスクマネーの供給促進 ・工場立地法の緑地面積率等の緩和
対象業種(事業)	① 産業の立地・導入により、地域の農業者の安定した就業機会が確保でき、 ② 産業の導入に伴う土地利用調整により、地域の農地保有合理化が図られること等、農業と導入産業との均衡ある発展に資すること等の要件	地域経済牽引事業(地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業)が対象。

【参考 1】 地域未来投資促進法の概要

1. ねらい

○近年、地域経済の事業環境変化に伴い、産業・雇用の担い手は多様化。

○観光・航空機部品など地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組が登場しつつある。

<新たな成長分野の例>

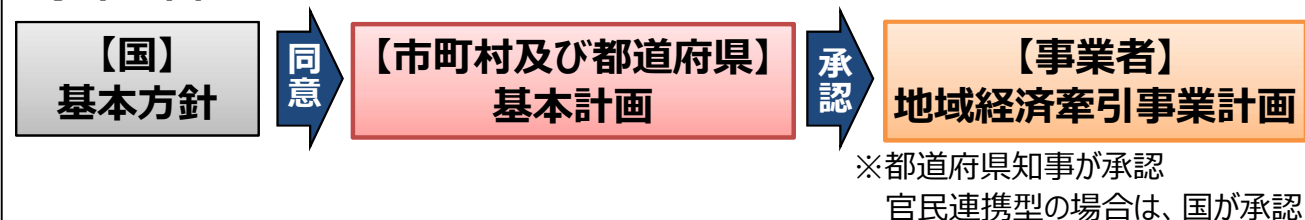
- ①成長ものづくり分野
(医療機器、航空機部品、新素材等)
- ②農林水産、地域商社
- ③第4次産業革命
(IoT、AI、ビッグデータ活用)
- ④観光・スポーツ・文化・まちづくり関連
- ⑤環境・エネルギー
- ⑥ヘルスケア・教育サービス等

○こうした取組(「地域未来投資」)が全国津々浦々で活発となり、地域経済における稼ぐ力の好循環が実現されるよう、政策資源を集中投入する。

2. 法律のポイント

- 地域の特性を活用した事業の生み出す**経済的波及効果**に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援。
- 製造業のみならず**サービス業等の非製造業を含む、幅広い事業を対象**とした支援措置を講ずる。
- 当面、**3年間で2,000社程度の支援を目指す**。

<事業計画承認までの流れ>



3. 主な支援措置

- ① 設備投資税制(機械・装置等 40%特別償却、4%税額控除等)
- ② 地方税(固定資産税等)の免税及び減税に対する補てん
- ③ 地方創生推進交付金(平成29年度1,000億円)の活用
- ④ 農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮
- ⑤ リスクマネーの供給促進(地域経済活性化支援機構、中小基盤整備機構等)
- ⑥ 事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設

※ 地方公共団体の基本計画策定に際しては、地域経済分析システム(RESAS)の活用による情報提供等を通じてサポートする。
また、地域中核企業候補2,000社程度を抽出し、夏頃を目途に公表予定。

【参考 2】 地域未来投資促進法における土地利用の調整に関する手続の流れ

【農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮規定】

- 国による基本方針、都道府県及び市町村による基本計画、市町村による土地利用計画、事業者による地域経済牽引事業計画の作成等の手続を前提に、第 17 条の配慮規定を受けて、農地法・農振法の政令等を改正。調整が整った施設について、優良農地の確保を前提に、農用地区域からの除外や農地転用が可能となるよう措置
- 同様の手続を前提に、第 17 条の配慮規定を受けて、都市計画法の開発許可制度運用指針を改正し、上記により都道府県知事が適当であると確認している施設について、通常原則として許可して差し支えないものと位置づけ

手続の流れ

国の基本方針（第 3 条）

- ◆ 重点促進区域の設定に関する基本的な事項
- ◆ 土地利用の調整に関し配慮すべき事項

- 重点促進区域及び土地利用調整区域の設定に関し必要な事項
⇒ 重点促進区域は字又は旧市町村単位で、土地利用調整区域は地番等で設定すること等
- 重点促進区域及び土地利用調整区域の設定の考え方
⇒ 市街化区域内や農用地区域外での開発を優先すること等
- 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項
⇒ 土地利用調整区域に農地が含まれる場合には農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすること等
- 土地の利用を調整するに当たり必要な事項
⇒ 対象施設の限定や対象施設が周囲の市街化を誘発しないこと等

主務大臣による同意

※基本計画が基本方針に適合

都道府県及び市町村の基本計画（第 4 条）

- ◆ 重点促進区域の設定
- ◆ 土地利用の調整に関する基本的事項

都道府県知事による同意

※土地利用調整計画が基本計画に適合

市町村の土地利用調整計画（第 11 条）

- ◆ 土地利用調整区域の設定
- ◆ 地域経済牽引事業の内容及び規模
- ◆ 土地利用の調整に関する事項

都道府県知事による承認

※土地利用調整計画に定められた区域に地域経済牽引事業の施設が位置すること

事業者の地域経済牽引事業計画（第 13 条）

- ◆ 地域経済牽引事業の実施主体
- ◆ 地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項
- ◆ 当該施設の用に供する土地の所在、地番、面積等

※ 農村産業法と同様の
土地利用調整の仕組み
を措置